

自己株式取得に関するガイドライン

平成 26 年 4 月 1 日※
日本取引所自主規制法人

このガイドラインは、自己株式取得を実施する会社が相場操縦的行為等に係る規制の趣旨を踏まえて適切に買付けを行うことができるよう、自己株式取得に係る相場操縦的行為等のおそれがある行為の有無の調査に関し、当法人が主に注視している行為形態等を取りまとめたものです。

なお、このガイドラインは、法令等の正式な解釈を示すものではありませんので念のため申し添えます。

1. 自己株式取得に係る留意点

自己株式の取得に係る相場操縦的行為等を防止するために、平成13年10月に施行された「上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令」（平成19年9月30日の金融商品取引法の施行に伴い「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」に改正。以下、「有価証券規制府令」という。）においては、上場会社による自己株式の買付けにあたり遵守すべき一定の要件（発注時間、発注価格、買付注文数量など）が定められています。したがって、自己株式取得を実施する上場会社においては、有価証券規制府令を遵守して買付けを行うことが求められます。

有価証券規制府令の規制は、相場操縦的行為とされるおそれの少ない取引態様を類型化したものとされており、これを遵守することにより相場操縦的行為との疑いの強い取引を避け、公正な買付けに資することになります。仮に、有価証券規制府令の要件を形式的に満たしていたとしても、相場のくぎ付け等の行為が認められれば、相場操縦禁止規定に抵触することになります。また、取引参加者である証券会社がこうした注文を上場会社から安易に受託・執行した場合には、法令で証券会社の禁止行為とされている作為的相場形成に該当するおそれがあります。

特に、決算期末日やファイナンス期間といった特定の期間においては、自己株式の買付けを、自社の株価を維持する又は引き上げるために利用するインセンティブが働くことも想定されますので、株価の維持や引上げを意図しているのではないかと疑念を持たれやすいことに留意する必要があると考えられます。

なお、個別具体的な買付けの決定に関与する者が未公表の他の重要事実を知ったうえで自己株式の買付けを行うことは、インサイダー取引規制の対象となりますので、その点についても留意が必要です。

2. 日本取引所自主規制法人が注視する行為形態

当法人は、自己株式取得に係る買付けについて、有価証券規制府令に規定される買付け要件の遵守状況のほか、相場操縦規制等に抵触するかどうか調査する場合には、主に次の

※東京証券取引所自主規制法人から日本取引所自主規制法人への法人名変更に伴う改正及びその他所要の改正を行いました。

行為形態を注視しております。

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------------|--|---|
| 維持的買付け | 直前の約定価格の水準を買い支えるような自己株式の買付けを反復継続して行っているかどうか。 | いわゆる相場のくぎ付けを行っているかどうかであり、例えば、直前の約定価格より安く買い付けることができる状況にもかかわらず、直前の約定価格近辺の指値で自己株式の買付けを反復継続して行うような場合等が左記に該当します。 |
| 決算期末の買付け | 決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日において、維持的買付けや買上がりなど、株価を意識したと思われる自己株式の買付けを行っているかどうか。 | |
| ファイナンス期間中の買付け | 株式及び新株予約権付社債券の募集又は売出しの価格決定に影響を及ぼし得る期間内に、あるいは募集又は売出しの期間中に、自己株式の買付けを行っているかどうか。 | |

以 上

《参考》

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令における自己株式取得の買付けの要件

| | | |
|----------------------------|---|---|
| <p>1. 買付けの要件（第17条）</p> | | |
| <p>(1) 金融商品取引業者の数（第1号）</p> | <p>1日に2以上の金融商品取引業者を通じて買付け等を行わないこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多数の金融商品取引業者を通じて行われると、売買が繁盛であるとの誤認を与える可能性があるため、1社に限定している。 |
| <p>(2) 買付け等の注文の価格（第2号）</p> | <p>① 始値決定前（寄付き前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指値注文によること ・ 前日の最終の売買の価格（最終気配値段を含む。）を上回る価格で行われな | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日初めて成立する売買は、その後の株価の推移に影響を及ぼしやすと考えられ、前日終値よりも相場を高め |
| | <p>② 始値決定後（寄付き後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指値注文によること ・ 直前の売買の価格（特別気配値段を含む。）を上回る価格で、反復継続して行われ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 直前の売買価格を上回る価格で反復継続して買付けを行うことは、相場操縦を疑わせる形態の一つであるため、制限している。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 買付けの委託時における当日の高値を上回らないこと | <ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性が低い銘柄の買付けが困難となること等のないよう、反復継続せず、かつ高値を上回らないかぎり、直前値段を上回っても買付けの委託等は可能となっている。 |
| <p>(3) 買付け等の注文の数量（第3号）</p> | <p>一日の買付注文の数量が、以下の①又は②のいずれか多い方の数量を上回らないこと。（売買高からは立会外売買分を除く。）</p> <p>① 買付日の属する週の直前4週間の一日平均売買高</p> <p>② 買付日の属する月の直前6か月の月間平均売買高の区分に応じ、以下の数量。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買が繁盛であるとの誤認を与えることのないよう、海外の例を参考にしながら、量的な面から制約を課している。 |
| | <p>a. 月間平均売買高400売買単位以上 10売買単位と直前4週間の一日平均売買高の50%（3売買単位を下回る場合は3売買単位）のいずれか少ない数量</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、流動性が低い銘柄の買付けの機会を過度に制限することのないよう②により最低買付可能数量を定めている。 |
| | <p>b. 月間平均売買高200売買単位以上 400売買単位未満</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>2. 発行会社以外の者による買付けの委託等 (第 21 条)</p> <p>3. 買付けの名義 (第 22 条)</p> <p>4. 取引の公正の確保のため適当と認められる方法 (第 23 条)</p> | <p>5 売買単位と直前 4 週間の一日平均売買高の 50% (3 売買単位を下回る場合は 3 売買単位) のいずれか少ない数量</p> <p>c. 月間平均売買高 200 売買単位未満 3 売買単位</p> <p>・発行会社以外の者が、契約等に基づき発行会社の計算で行う自己株式の買付けの場合は、当該発行会社以外の者が上記 1 の要件を満たす必要がある。</p> <p>・発行会社以外の者が要件を満たすことにより、発行会社も要件を満たしたものとされる。</p> <p>自己株式取得を行う場合は、発行会社の名義 (信託契約に基づく自己株式取得の場合は当該信託銀行が自己株式取得を行う旨を金融商品取引業者に明らかにする。) によることとする。</p> <p>取引の公正の確保のため適当と認められる取引方法として、金融商品取引所が定めるものは、以下の 3 つであり、上記 1 及び 2 は適用されない。</p> <p>① 事前公表型のオークション市場における買付け</p> <p>② 事前公表型の終値取引 (ToSTNeT-2) による買付け</p> <p>③ 事前公表型の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け</p> | <p>・信託銀行等を通じた自己株式取得の場合は、実際に買付けを行う当該信託銀行等が委託等を受けた要件につき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令を遵守する必要があり、発行会社は当該要件については免責される。</p> <p>・不正取引の温床となる仮名・借名による買付け等を防止している。</p> |
|--|---|---|